

祭りに参拜して御札を受けてゐる。

御札は和紙で、梶子(くぢこ)の果実で紅黄色に染めた
ハに「祇園社疫神齋」と書かれていたが、明治の初年頃
より「八坂神社疫神祭」となり、梶子深日してない。
尚疫神祭の由来については、橋邊社家に次のような記
録がある。

疫神齋の由来

往昔須佐之男命備後國御幸行の時、蘇民將采、且
將采と云う人ありき、命宿を借り給ふに且且將采は
家富にして百家ありとも吝にして之と拒む。蘇民將
采は家貧なれども其れに反して仁心あり、命を迎え
て宿を貸し給ひて饗し奉る。命詔曰く「我為之報」
汝子孫何人ありやと問給ふに、蘇民將采答申し、己
れ女ふと妻ありと申す。命詔曰く教給ふことあり、
其の教の如くし給ふ。即ち於是大疫ありて蘇民と
妻子とを除き皆悉く遭て缺亡云々(備後風土記)
右記の由緒により当社祠官橋邊若狭守藤原斯雅天下卷
生ハ為人皇第百十八代光格天皇の天明二年正月二十
七日とトして疫神齋を創始す。爾來年々絶ゆることな
く正月二十九日(毎年大安日に当る)と定日として盛
んに執行す。

ハ坂社縁起(備後社家蔵)

一 御鎮座地 大分県南海部郡切畑村大字江良字祇園

一 御社名 八坂神社と称す 往古は祇園宮又祇園

一 神社格 旧神社

一 御祭神 素盞鳴尊

備後田原命 八幡藤見神

五十種神 大座比賣神

大市比賣命 大年神

宇賀之御魂神 狐津比賣神

佐美良比賣命 大座比古神

須理比賣神

合祀 菅原神 荒佐古大神 富尾大神

人皇第五十一代牙城天皇の御宇、大同元年京師八坂

神社の御分靈と御勧請申すと伝ふ

佐伯藩主毛利家の尊崇篤く、年々祭拜せらる。(以上)

研究

御年貢の上納 (三)

——赤水村大正屋文書の周辺(その五)——

会 員 羽 柴 弘

世俗は、年貢の納めどきという言葉がある。悪事を働
きつづけた者が、遂に捕えられて法による断罪に服すべ
き時か米を、親念すべきであるといふ謂である。

百姓の年貢の納め時は師走(陰曆十二月)である。そ
か言葉が示す通り、まことに悲劇な、一年の勞苦の結晶
といふべき米を、ゴツソリと收奪される時である。金
銭に在る以前に偏するものも難税も、すべて米で納
めなくてはならなかつたので、土公土民どもはなほ、
給んどゴツソリと上納が強いられてゐた。

どよまうな仕組名になつて彼められていたが、実は手
許に資料が不足で佐伯藩の事情とはつきりつかむことが
出来ないが、次によくなお達しか覚え書として安藤大庄
屋は字しとつてゐる。(句読点加減、振替等は筆者が加えらる)

(資料二十一)

覽

御年貢上納之時帝ニ相成候間、道橋丈火ニ令修葺
□上取揚等ニ罷出候者共ハ、火之元儀未之無之振着
々心と配リ、夜分風立候節は火ノ廻リ不怠探別而入
念可申、且又餘數、旅人物莫等振ニ入申間敷、兼
而中付置候通り、例之場所は停止札建置、若入込候
は申早々送り出し、一宿も貸申間敷候。假令御領内
の寺社山伏たりとも階上納付清無之内山荒蕪蕪用ニ
候間、右之趣末々百姓共迄可申間候
此廻状令請印早々順達、留令吉野羊太夫方へ可相
返候。以上

成 九月六日

山 向 藤左衛門
古 岡 上即左衛門

此状 十二日受取

左かゝ入念な触れである。九月六日といへば、左
稻は殆んど田圃、稲刈には一か月ほど前かあるうが、
早手まわしに撤火い左山ノ道心橋の修理、火ノ用心、外
来者防止ノことまで。これで年貢と立てかいかに嚴重
に行わねるか想像されるではないか、
(尚御代所奉行ノ一人であつた明石大助は、い数日前ノ
八月晦日、老令ノ故を以てお役御免になつてゐる。)

尚上記より二年前ノイイであらうが、年貢質級ノ高書が
二つある。

(資料二十二)

覽

右首当中年御年貢米ノ儀十月廿九日初級相納、十二
月廿日皆清仕候、尤其御代勤安藤大庄、小庄屋稻
左衛門、皆令條右衛門罷出、首尾好相納、御家老、
御番頭、御御代其他御勤頭、御代官具外御役掛皆々
起勤仕、同日罷返り申候。以上
葛延元年十一月六日

(資料二十三)

覽

未御年貢米目録并新地目録、同切錢目録、当中十日
限之通、小庄屋八右衛門、皆令條右衛門罷出、首尾
罷質納仕、御役々々起勤仕、同日罷返り申候。以上

未ハ年ノ目録ノようて、それとどうして申ハハハハハ
坂ノハハハ、ちよつと解しかねるが、資料二十二及現物皆
納、二十三目録による文書処理である。

天候、麻虫害、この年はさしたる被害もなく、御年貢
皆納で村役人も百姓達もホツと一息、おと暮の始末
と新年を迎える準備である。これらの文書には「芽銀課
求」の姿は直接表面に出ない。然し農民の勤勞と土
台として、封鎖社会が成り立ち、当然のことのように收
奪の政治が行われていたのである。

(この頁終り)